

# 2019年度 石川県奨学生 募集

下記の要領で「石川県奨学生」を募集します。

## 1. 応募資格

- (1) 保護者が石川県内に現に引き続き3年以上居住していること
- (2) 勉学意欲があり、かつ、学費の支弁が困難な者
- (3) 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていないこと(併願は可)

## 2. 金額: 月額 44,000円(無利子貸与)

※毎月1回(採用初年度は4月～8月分までまとめて)8月下旬に本人名義の預金口座に振り込み予定

## 3. 期間: 2019年4月 から 最短修業年限まで

## 4. 推薦人数: なし…この奨学金は学内選考はありません。

## 5. 書類配布期間: 2019年4月15日(月) ～ 2019年4月22日(月)

## 6. 書類受付期間: 2019年4月15日(月) ～ 2019年4月22日(月)

## 7. 窓口時間: 【白金校舎】月～金: 9:30～11:45, 12:30～16:00 土: 9:30～11:45

【横浜校舎】月～金: 9:30～11:45, 12:30～16:30 土: 9:30～12:00

## 8. 面接日: 【白金校舎】2019年4月23日(火)

【横浜校舎】2019年4月26日(金)

## 9. 提出書類: (1) 奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)

(2) 奨学生願書(所定用紙)

(3) 奨学生推薦調書(所定用紙・大学で記入)

(4) 成績表

\*1年次生は、出身高等学校の最終学年の調査書

\*2年次生以上は、ポートヘボンから印刷した最新の成績通知書

(2018年度取得単位がわかるように、ラインマーカー等で線を引いておいてください。)

(5) 家族全員の住民票(市町発行、「マイナンバー」の記載が無いもの)

(6) 父母双方(又はこれに代わる者)の2017(平成29)年分の所得証明書(市町発行)

\*父子世帯又は母子世帯の場合は、父のみ又は母のみの所得証明書でよい。

\*パート勤務や無職である場合でも、「2017(平成29)年分の所得証明書」又は

「2018(平成30)年度非課税証明書」を提出すること。

(7) 父母双方(又はこれに代わる者)の2018(平成30)年分の所得に関する書類

\*給与所得者の場合は2018(平成30)年分の源泉徴収票のコピー

\*給与所得以外の場合は2018(平成30)年分の確定申告書(第一表・第二表・収支内訳書

または青色申告決算書)のコピー等

(8) 就学者全員分(志願者本人分、小・中学生分は不要)の在学証明書又は学生証のコピー

(9) その他特別な事情がある場合の確認書類(該当者のみ)

\*長期療養者がいる場合

医師等の診断書及び今後の年間支出の見込みを確認できる書類

\*障害者がいる場合

障害者手帳等の写しなど、障害を持っていることを確認できる書類

\*その他考慮すべき特別な事情がある場合

福祉事務所、市町、民生委員等が発行するそれらの事情を確認できる書類

## 10. 推薦者発表: 学内選考はありません。

## 11. その他: (1) 採否は7月(予定)に大学を通じて通知されます。

(2) 本奨学金は、貸与終了の1年後(途中辞退者は6ヶ月経過後)から、最長20年以内に年賦・半年賦・月賦で返還することとなります。

(3) 貸与終了時の奨学金借用証書提出のときは、連帯保証人(原則として父母)のほかに別の保証人1人を要するので、あらかじめ考慮しておいてください。

(4) 書類の配布・受付は、所属する校舎の学生課とします。

(5) 貸与期間中、大学に奨学生の在籍・成績の確認を求められることがあります。

その場合、学生部では教務部に在籍・成績を確認し、回答することがあります。

申込の際には、この点をご了承ください。

(6) 面接日は変更になる場合があります。

2019年4月15日 明治学院大学 学生部